

國學院大學学術情報リポジトリ

異質令集解のなかの義解学：
「私」の法解釈を中心として

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-06 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 小林, 宏 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00001159

異質令集解のなかの義解学

——「私」の法解釈を中心として——

小林 宏

はしがき

一 令集解卷三十五の「私」と義解の關係

二 令集解卷二十の「私」と義解の關係

三 異質令集解に関する若干の考察

むすび

はしがき

筆者は前稿「令集解のなかの義解学——伴記の法解釈を中心として——」（『國學院法學』第五四卷第一号、二〇一六年）において、天長十年（八三三）、勅撰の養老令注釈書、令義解の成立直後から当時の明法官人にとって果すべき作業の喫緊の課題として、義解文の解釈（義解文を理解し、それを説明して、その意味内容を確定すること）と義解文の応用（義解文を当該令文に対してだけではなく、広く養老令一般の解釈と適用に資すること）の二つをあげ、この二つの課題がどのように扱われたか、九世紀後半、貞観の頃、惟宗直本によって編纂された令集解

所載の諸私記を通じて若干の考察を試みた。しかし、いわゆる異質令集解の三卷（令集解卷第一・官位令、卷第二十・考課令第三、卷第三十五・公式令第五）は、通常の令集解とは、その編者、成立年代等を異にする別種の令注釈書とされているから、上記の考察の対象からは除外し、今後の課題とすることにした。

この度の拙稿は、前稿においてふれることができなかった異質令集解を通じて再度、上記の問題を取り上げ、若干の検討を行ったものである。但し異質令集解については、前掲三卷の注記の方法に、それぞれ特徴があり、この三卷を同一人物の著述として扱うことに全く問題がない訳ではない。しかし、ここでは早川庄八氏の考証に従い（同氏「異質令集解三卷について」『日本古代の文書と典籍』所収、吉川弘文館、一九九七年）、三卷は何れも同一の明法家によつて編述された書であり、編者が令文に義解説と若干の先行学説を「義云」「或云」として注記した上で、更に編者自身の問答を付記した令注釈書と考えておくこととしたい。従つて「問」に始まる問答形式の文の発問者は、何れも編者自身であり、注記の文に見える「私」「私案」も、編者自身、もしくは編者の案文として扱うこととする。

今、異質令集解の三卷についてみると、「私」「私案」の語の多くは、「義云」の文の後につづく「或云」、令文直下にある「或云」、問答体の文中にある「或云」の、何れも先行学説に関連して現われており、「私」「私案」が令文や義解文に対し直接、自説を主張することは、殆どなかったといつてよい（但し令文の直下、義解文の直下に「私案」が見える個所がそれぞれ一個所宛ある。考課令 57 条、公式令 60 条）。しかし、この「私」が異質令集解の編者であるとする、「私」「私案」の文を考察することは、編者自身の思考を直接解明することに繋がり、それはまた異質令集解編纂の意図や目的を探る上においても有力な示唆を得ることになるであろう。従つて本稿においては、とりあえず「私」「私案」の文に現われる義解文を取り上げ、それらがどのように扱われたかを通じて、異質

令集解の編者と義解の關係について検討し、併せて、この法書の性格を窺うこととしたい。但し「私」「私案」は、令集解卷一では、それぞれ一個所宛見えるが、それらは直接、義解文に關係しないから本稿では省略し、卷二十と卷三十五について見て行くこととする。

なお近時、異質令集解に關して、長谷山彰「異質令集解の成立をめぐる一考察」（三田古代史研究会編『法制と社会の古代史』所収、慶應義塾大学出版会、二〇一五年）、宮部香織「いわゆる『異質令集解』についての再検討」（『法史学研究会会報』第一九号、二〇一五年）の二篇の論考が相ついで発表された。本稿執筆に当り、随時参照したが、論述の都合上、上記二篇と重複する箇所がある場合には何卒御寛恕を賜わりたいと思う。

一 令集解卷三十五の「私」と義解の關係

先ず、令集解卷三十五・公式令五に見える「私」「私案」による義解文の解釈と応用について考察することとする。

(1) 義云。軍機与急速也。問。軍機与急速一々分积。或云。職制律云。馭使稽程者。一日答卅。二日加一等。罪止徒一年。若軍機要速者。加三等。注云。是征討掩襲。報告外境消息。及告賊之類是也。私案。征討掩襲。是軍機也。報告外境消息。及告賊。是急速也。抑何。或云。……或云。……或云。軍機急速一事也。何者。官有員数条云。即軍機要速。量事權置者。不用此律。注云。謂行軍之所。須置權官者。不當署置之罪。又馭使无故以書寄人行之条云。有軍機要速。或追徵報告者。案此二条。軍機要速是一事故。但於律者随所合說。不可一執。但於此令軍機急速者。可為二事。（八八一—七A、八八一）は新訂増補国史大系『令集解』の頁数、

七はその行数、Aはその右列、Bはその左列を示す。以下同じ)

- (2)問。義云。主典当直。事有期限。及応急判者。雖无判官。亦得与奪者。而或云。過所之類。依理乞判官以上署者。主典在直之日。不可輒行者何。私案。下条云。詔勅及事有促限。并請給過所。若輸受官物者。不在仮限者。然則。過所者是所謂応急判者也。是知。主典可判行後。其必請判官以上署。不可主典独行。(八七五—二B)

(1)の文は、公式令62受事条の令文「即軍機急速。事有促限者。皆当日出了」の「軍機急速」に対する義解とそれに関する注記である。義解説では、令文の「軍機急速」を「軍機」と「急速」の二事として解釈する。設問では、義解による右の解釈を承けて、「軍機」と「急速」のそれぞれについて更にその解釈を求めている。第一の或説では、職制律33駅使稽程条とその注(疏に当る文、以下同じ)を引用しているが、「私案」は、その注文の「征討掩襲」が「軍機」に、同じく「報告外境消息及告賊」が「急速」にそれぞれ相当するのではないかと述べている。第二、第三の或説も、「私案」と異なる意見を述べているが、第四の或説は、職制律1官有員数条とその注、及び同34駅使以書寄人条の注を引いて、この二個条からすれば「軍機要速」は一事であるとし、但し公式令本条の「軍機急速」は二事であるとする。恐らく「軍機要速」「軍機急速」とは、前掲職制律33条の注に見るような軍事上、緊急を要する案件が発生した場合のすべてを指す語句であって、これを一事とする第四の或説が正しいと思われるが(但し第四の或説が公式令本条の「軍機急速」を二事としたのは、義解説に配慮した為か)、ここでは「私案」が義解説を承けて、それを二事とし、更にそのそれぞれについて解釈していることが注目されよう。

(2)の文は、公式令59百官宿直条の義解とそれに関する注記である。設問では、義解の「主典当直。事有期限。及応急判者。雖无判官。亦得与奪」(主典が官司に当直しているとき、期限付きの事案や早急に判断すべき事案が発

生した場合は、判官が不在であっても、主典独自で、それを処理することが許される）の解釈を問題とする。即ち設問は、この義解説に関して或説は「過所」（関の通行許可証）の発行は通常、「本司」（申請者の属する官司）の判官以上の位署のある許状を必要とするから、判官不在で在直する主典は独自で、その許状を発行することはできないとするが、この説はどうかというものである。「私案」は、公式令61詔勅条を引用して、それによれば、「過所」の発行は早急に判断すべき事案とされているから、主典のみによる発行は許されるが、事後には必ず判官以上の承認を得ることが必要であると答えている。この「私案」は、公式令61条を根拠にして、前掲義解の「急判」には、「過所」の発行に関する事案も含まれると解して、或説を批判し、それを補正したものである。

右の二例は、「私案」が義解文の語句について、それを解釈している事例であるが、「私」は更に義解文全体の意味について説明する場合もある。

義云。此顯初授之法也。称以上者。承上三色也。問。選叙令云。蔭皇親者。親王子從四位下。諸王子從五位下。其五世王從五位下。子降一階。庶子又降一階者。然則。二世王雖是諸王。可叙四位也。五世王雖同諸臣。可叙五位。又其嫡庶子等。可叙六位。未知。与此条若為会釈。或云。諸王五位。謂三四世王也。二世王不合也。合叙四位。但入諸王例耳。五世王同諸臣。但叙五位。此条是立大例耳。或云。五世王入諸王之例。私案。義云。称以上者。承上三色者。然則、不必諸王叙五位。諸臣叙初位。則知。可有叙四位之諸王。及叙五位六位之諸臣。不可更疑滯。（八七二—一A）

右の文は、公式令54品位應叙条の義解とそれに関する注記であるが、同条は親王、諸王、諸臣に品位を授ける場合の規定である。設問では、選叙令35蔭皇親条を引用して、この規定によれば、二世王（親王を一世と数える）は諸王であっても四位に叙し、五世王は諸臣であっても（継嗣令1皇兄弟子条）五位に叙し、また五世王の嫡庶子は

六位に叙すべきであるが、以上のことは本条（公式令 54 条）と如何に整合するかと問うている。次の二つの或説の文意は、やや難解であるが、今暫く次のように解しておく。即ち第一の或説は、本条の「諸王五位」とは三・四世王のことをいい、二世王はそれに含まれない。何故なら二世王は四位に叙せられるからである。但し二世王は諸王の例には含まれる。また五世王は諸臣に同じく本条の「諸王」には入らないが、五位に叙せられる。従つて結論として本条は選叙令 35 条と整合しないところもあるが、それは「大例」（凡その基準）を立てたものであるからだという。第二の或説は、第一の或説と異なり、五世王は本条の「諸王」に含まれるとする。以上の二つの或説に対し、「私案」は、本条の義解には「称以上者。承上三色」とあつて、令文の「以上」の語は、「親王四品」「諸王五位」「諸臣初位」の三者すべてにかかるのであるから、本条の意は必ずしも諸王を五位に、諸臣を初位に叙すというのではなく、四位に叙せられる諸王もあり、また五位、六位に叙せられる諸臣もあるとする。ここでの「私案」は、当該令文に付された義解による解釈を根拠にして令文の意味を説明し、先行学説の誤りを正しているが、とくに「不可更疑滞」として義解説に疑問の余地のないことを強調していることが注目される。

このように「私案」は、当該令文の解釈に当つて、義解説を尊重し、それを重視する姿勢が顕著であるが、それは更に次の例からも窺うことができる。

義云。不関預彈正務。專知權檢校事。……問。或云。不得知彈正事者。居他司不行彈正事者何。私。案義解。雖在本司不可行。抑何。（八七三—五 A）

右の文は、公式令 57 彈正別勅条の義解とそれに関する注記であるが、同条は彈正が別勅によつて、臨時に他の官職を「檢校」（管掌すること）した場合は、彈正の職務を執行することはできないとする規定である。設問は、或説を引いて、この説では令文の「不得知彈正事」とは、彈正が他の官司にある場合には彈正の職務を執行すること

はできないと解するが、この解釈は妥当かどうかを問うたものである。この問に対し、「私」は前掲義解の文について考えてみると、弾正は「本司」（弾正台）に在っても、その職務を執行することはできない（従って他司にあつては当然、その職務を執行することはできない）と思うと答えている。義解は直接、上記の質問に対しては何も述べていないが、「私」は義解の趣旨を付度して、右の如く解答したのであろう。ここでは、「私。案義解」とあるように、「私」は令文解釈に疑義が生じたとき、当該令文に付された義解文に立ち帰って、思考をめぐらすという姿勢が窺われるのであり、なお、それは公式令60京官上下条の「私案」（八七六一A）においても認めることができる。

以上、説明した若干の例は、「私」「私案」が行った義解文の解釈に関する具体例であるが、一方において、「私案」は、義解文を広く養老令一般の解釈と適用に資するという、いわば義解文の応用に関する作業にも携わっている。次に示す通りである。

- (1) 問。判召判待。三日廿日之内。若有故礙。申其状者何。或云。除有障之日計耳。私案。可然。何者。下義云。前人有公事。限内不赴对者。亦同此法故。（八八〇―一A）
- (2) 問。下条之訴訟。須有追撰対問。若其人延引逃避。兩限不赴对者。聴越次上陳。即為推治者。未知。何色量事判決。何色起^越次上陳。私。下条義云。依上条判召三日。判待廿日。是為兩限也。言其人兩限不赴对者。即須檢発判決。而不檢決。故聴其越次上陳。（八八〇―五A）

(1)の文は、公式令62受事条に関する注記であるが、同条第四項は、訴訟当事者に対する官司への出頭期限等の規定である。設問では、「判召」（官司が訴訟当事者の出頭を待つ三日の期限）と「判待」（訴訟当事者が「判召」に出頭しない場合、判決が猶予される二十日の期限）の期間内に「前人」（被告）に「故礙」、即ち支障が生じた場

合、その処置を問うているが、或説は、その支障のあった日を「判召」「判待」の期間から除くと答えている。「私案」は、この解答を是とした上で、その理由に同条下文（令文）「即事有期限者。不在此例」の義解「前人有公事。限内不赴対者。亦同此法」（被告に公用があつて、期限内に出頭できない場合は、常法を適用しない）をあげている。即ち「私案」は、前掲義解文を類推して、それを或説の解答の根拠としたものである。

(2)の文も、同じく公式令62条に関する注記であるが、設問では、本条と公式令64訴訟追扱条との関係を問うている。即ち本条では、官司より召喚を命じられた訴訟当事者の一方が「判召」「判待」の期間を経ても出頭しなかった場合、官司の主典がその出頭しなかった事由を明らかにした上で、判官が「量事判決」（案件の内容を取り調べて判決を下す）と規定する。また公式令64条では、訴訟当事者の一方が官司の召喚・訊問に応ぜず、延引逃避して「判召」「判待」の期間を経た場合、当事者の他の一方は「越次上陳」（官司の序次を越えて上訴すること）が許されると規定する。設問では、本条の「量事判決」と64条の「越次上陳」の両者は、訴訟手続上、それぞれ如何なる場合について規定しているのか、それを問うたものである。「私」は、公式令64条の義解文をそのまま引いて、それを以て解答としているが、恐らく「私」は、同上の義解文によつて公式令62条の「量事判決」は、訴訟当事者の一方が「判召」「判待」の両限を過ぎても官司に出頭しなかった場合について、また公式令64条の「越次上陳」は、そのような事由があるにも拘らず、官司の主典や判官がこの事案に関して検決しなかった場合について、それぞれ規定していると解したのであろう。そうであるとすれば、この例も「私」によつて二つの条文の訴訟手続上の関係を説明する論拠として義解文が引用されているのであり、この場合も広く養老令一般を理解する為の義解文の応用と考えてよいであらう。

次に示す文は、何れも「私案」が義解文を解釈するに当つて、他の義解文をその根拠とするという例である。い

わば義解文の解釈と応用とを同時に行つたものである。

(1)問。義云。比司者一管之内者。若民部丞檢校主計助者。亦為判哉。或云。管省与被官司。亦同比司耳。私案。是也。何者。選叙令云。壹岐對馬守雖獨闕。猶從馳駟例。其待報之間。大宰遣判事以上官人權撰。義云。權撰連署之法。須准比司為判者。然則。惣官々人權撰被管之司。為判灼然故。（八七四—二B）

(2)義云。勘大帳稅帳等也。問。或云。大帳。謂計帳別名者何。私案。然也。案下義解知之。（八七七—九A）

(3)問。義云。判官不待前人。量事判決者。是此則物爭欵。或云。然也。若以入罪之事訴者不在此例。所犯當司推斷耳。私案。下条或云。上条判召者。亦依此条。經本司本属。若有侵損者。依獄令告事發之官司。（八八〇—

四A）

(1)の文は、公式令58内外官条に関する注記であるが、同条は内外の官司が勅によつて臨時に他官の職務の管掌を命じられた場合の規定である。設問では、義解に「比司者一管之内」とあるが、民部省の丞が主計寮の助を檢校した場合も、本条でいう「撰判」（その職務を管掌すること）とするのかと問うている。これに対し或説は、管省と被管の司との関係も「比司」（同一管内の官司）と同じく扱う（従つて民部丞が主計助を檢校した場合も、本条の「撰判」に相当する）と答えている。「私案」は、この或説の解答を是とした上で、その根拠として選叙令8在官身死条とその義解をあげ、そこでは「惣官」（大宰府）の官人が「被管之司」（壹岐国・對馬国）を「權撰連署」すること、「比司」に準じて「判」としているから、前記の民部丞が主計助を檢校した場合も、当然本条の「撰判」に相当するという。ここでの「私案」は公式令58条の義解の解釈の根拠に選叙令8条の義解を援用していることが注目されよう。

(2)の文は、公式令62受事条に関する注記であつて、その第二項は、弁官から送付された庶事の、諸司における決

裁の期限を規定する。令文「大事廿日程」の本注「謂計算大簿帳」について、義解は「勘大帳税帳也」とするが、設問では、義解のいう「大帳」とは、計帳の別名とする或説の可否を問うている。「私案」は、或説を肯定した上で、その理由に「下義解」をあげている。この「下義解」とは、恐らく本条の本注「及須諮詢者」に対する義解「義云。．．．是即計一國簿帳之日限。其於國造帳之時。既給廿日程。故在京計算。亦准此程。．．．」(八七八―四 A) を指すのであろう。ここでも「私案」は、本条義解の解釈に他の本注に付された義解を根拠にしているのである。

(3) の文も前掲公式令 62 条の第四項に関する注記であるが、設問では、義解文「判官不待前人。量事判決」をあげて、この判官による裁判は、「物」(財物) の帰属に関する紛争かと問うている。或説は、それを肯定し、但し犯罪に関する訴訟には本条を適用せず、それは罪が発覚した処を管轄する官司において推断すべきであるとする(獄令 1 犯罪条)。「私案」は、この或説を承けて、更にその根拠として「下条」の「或云」の文を指摘している。「私案」のいう「下条」が公式令 63 訴訟条であるとなると、前掲「或云」の文は同条の義解と同文であるから、「私案」は、やはり公式令 62 条の義解文の解釈の根拠に同 63 条の義解を引用しているということが出来る。

右の三例は、何れも先行学説による義解文の解釈に関して、「私案」がその解釈の根拠として他の義解文をあげて説明したものである。

二 令集解卷二十の「私」と義解の関係

1

次に、令集解卷二十・考課令三に見える「私」「私案」による義解文の解釈と応用について考察することとする。
 (1) 義云。謂自入逆党者也。問。入逆党者。一端何。或云。没化外也。或云。入於逆国入毛人国亦是也。私案。背
 本朝。投蕃国。或從偽等是也。但已上道不可更得者。入此文。直為謀狀科罪之輩。約配流以上之句耳。同師。

（五九七—六A）

(2) 問。下文云。事多疎漏者為下。義云。漏半以上者乃為多者。然則此義文称頗有疎漏者。十分之日以下耳欤。或
 云。然也。（五九〇—八B）

(1) の文は、考課令55増益条の義解とそれに関する注記であるが、同条は前条考課令54国郡司条の「戸口増益」と「戸口減損」の内容について規定する。設問は、「戸口減損」の事由の一つである令文「戸口入逆」の義解文「入逆党」の具体例を問うたものである。第一の或説は、「入逆党」とは化外の国に没落することであるとし、第二の或説は、逆国や毛人国に入ることも、それに含まれるとするが、「私案」は、本朝に背くこと、蕃国に投ずること、「偽」（正統ではない偽の政權）に従うことなどであるとし、すでに実行に着手して、まだ逮捕されていないものが、「入逆」に入り、その予備・陰謀の罪を犯して、すでに逮捕されたものが令文「犯罪配流以上」（「戸口減損」の事由の一つ）に含まれるとする。この「私案」の文は、義解の「入逆党」について、賊盜律4謀叛条、名例律6八虐条・謀叛等を参照して、更に詳しく解釈し、義解説を補ったものである。

(2)の文は、考課令 53 衛門条に関する注記であるが、同条は門部の勤務評定の基準・方法を上中下の三等に分けて規定する。本条令文には、「不勤其門。数有僣違。檢校之所。事多疎漏者為下」とあるが、一方、令文「居門不怠。檢校无失。至於禁察。未是灼然者為中」の「檢校无失」の義解には、「義云。雖是无失。頗有疎漏。故猶為中也」とある。発問者は、前掲令文「事多疎漏」と前掲義解文「頗有疎漏」の相違を問題とし、前掲令文「事多疎漏者為下」の義解に「漏半以上者。乃為多」とあることに注目して、それを根拠に義解文の「頗有疎漏」を「十分之四以下」、即ち門部の職務疎漏の割合が十分の四以下の場合と解釈し、その可否を問うたものである。前掲文には「私」「私案」の語は見えないが、発問者である異質令集解の編者が右のような義解文の解釈を解答案として示し、先行学説「或云」がそれを肯定するという形式がとられている。従って前掲文は、編者によって先行学説にあつた問答体の文を節略して作り変えられた可能性もあるが、右の設問者の解答案は、本条の義解「頗有疎漏」を下文の義解「漏半以上者。乃為多」を根拠に解釈したものであるから、義解文を以て義解文を解釈した例としても指摘することができよう。

前述の卷三十五においては、「私」「私案」が当該令文を解釈するに当って、義解説を尊重し、それを重視する姿勢が窺われるとしたが、その傾向は卷二十においても確認することができる。次にその例を掲げよう。

(1)或云。幹了。謂專其事。不待処分。得済者。受教得済。不蒙教不得專成。私見義解。(五八七―七A)

(2)或云。若去年中上。而今年中々。此不在称勞劇之例。私案。見義解。(六〇三―五B)

(3)問。或云。考中邂逅罪犯既成負殿。念悔勤倍增。異於常之類。此是上条罪。雖成殿情狀可矜也。但有別功者。

以常法准折耳。而何。私案。就義解論之。此説既破也。仍為不用。問。別有可嘉尚者。亦為異於常者何。私

案。乖義解。又用。(六〇三―五B)

(1)の文は、考課令51分番条に関する注記であるが、同条は内分番一般の勤務評定の基準・方法を三等に分けて規定する。即ち「小心謹卓。執当幹了」を上とし、「番上无違。供承得済」を中とし、「逮違不上。執当虧失」を下とする。或説は、右の「幹了」とは他人の指揮を待たずに自己の能力によつて、その職務を遂行することを意味し、「得済」とは他人の指揮を受けて漸くその職務を遂行することができること、即ち他人の指揮を受けなければ、その職務を遂行することができないことを意味するとする。この或説の解釈に対し、「私」は、その解釈がすでに本条の義解「義云。……乾了者。幹。強也。了。慧也。言強幹慧了。自能堪事也」(五八七―四A)、「義云。待人指麾。承順成済也」(五八七―五A)に見えていることを指摘したものである。

(2)の文は、考課令57犯罪附殿条の令文「即公坐殿失応降。若当年勞劇。有異於常者。聴減一殿」に関する注記であるが、同条は官人による犯罪の軽重と考第の降下との対応関係の基準を規定する。前掲令文は、公罪で殿が付される過失を犯し、考第が降されるべき官人の当年の勤務上の功労が通常とは甚だしく異なつた場合には、その官人の考文に付すべき一殿は減ずることをゆるすというものである。或説は、その場合、官人の考第が去年中上であつて、今年中々であれば、その例には入らないとするが、「私案」は、その解釈は、すでに義解説に見えているという。恐らく「私案」は、前掲令文の義解に、「義云。謂得中上以上考者。何者。中上以上考。非常人之所得故。是以。唐令加一季祿。即常得中々之人。特得中上。常得中上之人。特得上下之類。故云有異於常也」(六〇三―四A)とあつて、一殿を減ずることのゆるされる官人は、中上以上の考のものに限るとされているから、或説のいう今年中々考の官人は、当然、一殿を減ずる対象とはならないというのであろう。

(3)の文は、(2)の文に続く注記である。第一の設問の意味は、やや難解であるが、暫く次のように解しておく。先ず第一の設問では、次のようにいう。考校中に官人がたまたま罪を犯して、その勤務成績に負殿が生じ、その為、

悔悟の念から勤務に励んで、その成果を倍増して常時とは異なるという類の行為は、考課令 50 一最以上条の「罪雖成殿。情狀可矜」に相当するが、その官人に別の功があれば「常法」(考課令 54 国郡司条か)によって、上記の負殿と相殺する。而してその行為は、本条の「若当年勞劇。有異於常者」にも相当すると思うがどうかと。「私案」では、この説は義解説に従えば、すでに破綻しており、従って用いるべきではないとする。恐らく「私案」は、上記の義解によれば、本条は常時中々考にある人が当年中上考を、また常時中上考にある人が当年上下考を得た場合に適用すべき規定であるとして「或説」を否定したのであろう。第二の設問では、前記考課令 50 条の「別有可嘉尚」は、本条の「異於常」と同義に解することができるかと問うている。「私案」では、両者を同義とすることは、やはり本条の義解の趣旨に背くことになる。従って、その説を用いることはできないとする。⁽³⁾

右にあげた三例は、何れも先行学説を検討する際に、「私案」が当該令文に付された義解文に立ち帰って、義解説を基準にして、その可否を判断する場合であるが、更に「私案」は、他条に付された義解文をも屢々その判断の根拠に援用していることが注目されよう。即ち以下に示す義解文応用の例である。

(1)或云。有蔭合贖之人。无位犯徒以上。已收贖訖。今准有位人可官当之色。雖已收贖訖。仍合解見任。私案。下条云。官人有犯私罪下中。公罪下々。並解見任。即依法合除免官当者。不在考校之限。義云。若无位官人有蔭贖徒以上者。亦須解官。不可輕於八位以上也。又上兵衛条云。数有犯失為下。義解云。並是杖罪以下。即降其考。若至徒以上者。仍可解任也者。然則依件等条習耳。(六〇一一八B)

(2)或云。有公罪負。私罪負者。以私罪累分名為公坐殿。其公罪雖有相交。不在降限。私案。是也。何者下条云。官人有犯私罪下中。公罪下々。并解見任。義云。若通計公罪私罪殿。降至下中者。即為公罪殿。不可解官之故。又案詐偽律可知。(六〇二一三A)

(3)問。称依余功者。善最等亦同哉。或云。然也。私案。善必待衆知。是知不可詐得善。但詐得最者改降耳。師說。亦処詔詐之第耳。（五九九―五A）

(1)の文は、前掲考課令57条に関する注記である。或説は蔭があつて收贖のゆるされる人（名例律11贖条）が無位の分番の官人であつて、徒以上の罪を犯し、すでに收贖をすませた場合は、有位の人の官当すべき場合に準じて現任の官を解くべきであるとする。「私案」は、この或説の根拠として考課令58犯私罪条とその義解、及び同52兵衛条とその義解をあげたものである。

(2)の文も考課令57条の令文「当上上考者。雖有殿不降。謂非私罪」に関する注記である。或説は官人に公罪の負と私罪の負が共にあつた場合、私罪の負を以て公罪の負に累ねて、これを公罪の殿とし、公罪と私罪とが混在していても、上々考の考第を降すことはしないとする。「私案」は、この説を妥当として、その根拠に考課令58犯私罪条とその義解、及び詐偽律8詐為官文書増減条をあげる。ここに「私案」が考課令58条の義解をあげた理由は、公罪と私罪とを通計して考第を降して下中に至つたものは、これを公罪の殿として解官しないとする義解説を前記考課令57条の場合に類推したからであらう。

(3)の文は、考課令56官人加戸口条に関する注記であるが、同条は戸口の増益、田農の勸課、及び「余功」によつて官人の考第を進めた後、それらの功が「不実」（事実でないこと）であつた場合は、たとい恩赦にあつても、その考第は「追改」（過去に遡つて訂正）すると規定する。設問は、令文「縁余功」とは、官人の勤務評定の際の徳目である「善」や官人の各職務執行の際の基準である「最」も、それに含まれるかを問うたものである。或説は「然也」として、それを肯定しているが、この或説の解答に対し、「私案」は、「善」を得る為には「衆知」（その徳行が一般の人々に遍く知れ渡ること）を必要とするから、詐つて「善」を得るということは、あり得ない（即ち

「余功」には「善」は含まれない。従って、詐って「最」を得たものに對し、その考を改めて考第を降すべきであるとする。因みに「師説」は、その場合、官人の考は、「詔詐之第」（下々考。考課令 50 一最以上条）に降すとす。前掲「私案」の「善必待衆知」とは、考課令 50 最条の義解に「謂凡善者必待衆知。然後乃得為善」（五七八一 A）とあることを指摘したものである。従って、この「私案」は、先行学説による考課令 56 条の令文「縁余功」の解釈上の不備を考課令 50 条の義解によって補正したものである。

2

異質令集解の注記の方法に関して、卷二十と卷三十五とで異なるのは、卷二十では、その問答形式の文中に「師説」が見えることである（なお卷一にも「師説」が存する）。即ち卷二十において先行学説に對し、その内容が妥当であるかどうか判断を下す場合、また令文解釈に複數説あつて、その何れが妥当であるか判断を下す場合、「私案」は自己の意見を述べた後に、「師同」「師同之」などと記して、「師」も自己と同説であることを述べている。また発問者たる「私」は、自己の意見を述べずに、「師説」を以て、その解答に代えている場合も屢々認められる。⁽⁴⁾

このように先行学説の妥当性を問うとき、また一般に令文解釈に疑義が生じたとき、「師説」がその判定者、解答者として登場し、大きな働きを為していることからすれば、やはり卷二十に見える「師」は、「私」の事実上の師であつた可能性が大であろう。もとより「私」「私案」と「師説」とが異なる場合もない訳ではないが、卷二十では、それはむしろ例外的であることからすれば、⁽⁵⁾「師説」が「私」「私案」の法解釈に大きな影響を及ぼしたと考えることができよう。従つて異質令集解編纂の意図や目的を探究するに當つて、予め「師説」の性格を明らかにしておくことは決して意味のないことではない。しかし、「師説」の内容を逐一検討して、その性格を究明すること

は暫く措き、ここでは、「師説」と義解の関係についてのみ若干ふれておくことに止めたい。「師説」と義解の関係を窺うに足る史料としては、次の如きものがある。

(1)問。上条義云。善惡為行。才藝為能。職事修理為功。公務廢闕為過者。此条亦同哉。師説。然也。(五八七—二B)

(2)問。或云。会常赦所不免。悉赦之赦者。不合追改。或云。猶合追改者。此両説以誰為是。師説。猶合追改。何者勅断条。称恩赦前獄成者。非常赦皆在其中。又戸令。先奸後娶為妻妾者。雖会赦猶離。是雖非常赦。猶離之故。(五九九—二A)

(3)問。去年所由官。^(選力)成送今年春得位秩。去年誤以他考居下第之事発者。依去年考已得位了。至如是者。若降事発年考哉。師説。長官誤降人考。得位之後。事発者。猶応追改。可除昇降必当之最故。是所謂不実耳。凡此条称不実者。故不実。失不実。並無別。々々文之故。(五九九—七A)

(1)の文は、前掲考課令51条に関する注記であるが、設問では、令文「行・能・功・過」の語義が考課令1内外条の義解(五三四—一A)と同義かと問い、同義であることを「師説」を以て答えている。

(2)の文は、前掲考課令56条に関する注記であるが、同条は前述のように官人が戸口・熟田の増益等の功により考第を進めた後に、その功の事由が事実ではないことが判明した場合は、たとい恩赦にあったとしても、その考第は「追改」(過去に遡って訂正)するという規定である。設問は、その恩赦を問題としたものである。律令の恩赦は、大別すると二種あり、その一つは断獄律20赦前断罪不当条、同21聞知恩赦故犯条等に規定された「常赦」であつて、「常赦」には「常赦」が下されても、その適用を排除する犯罪(「常赦所不免」の罪)の種類が予め前掲律条に明示されている。他の一つは、「非常赦」であつて、「常赦」では免されない犯罪をも、すべて赦免するという特別

の赦である。

さて、前掲考課令 56 条の設問では、本条の「縦経恩降、其考皆從追改」の解釈をめぐって二つの或説をあげるが、前説では「非常赦」にあえば、その考第は「追改」しないと解し、後説では「非常赦」にあっても、「追改」として解する。即ち令文の「恩降」は、前説では「非常赦」を含まないとし、後説では、それを含むとする。設問では、この両説をあげて、何れが是であるかと問い、更にその下に「師説。猶合追改」とあるから、発問者は、「師説」によって後説を是としたのであろう。ここで注意すべきは、「師説」が後説を是とした根拠に「勅断条」、即ち考課令 64 官人犯罪条の「恩前獄成」の「恩」が「非常赦」を含むこと、また戸令 27 先奸条の「先奸。後娶為妻妾。雖會赦。猶離之」の「赦」も、同様に「非常赦」を含むことを指摘していることである。それでは何故、「師説」は考課令 64 条の「恩」、及び戸令 27 条の「赦」が「非常赦」を含むと解したのか。前掲「師説」は、それを明らかにしていないが、恐らく両条の義解がそのように解していると考えたからであらう。即ち戸令 27 条の義解には、「謂不以礼交。為奸也。……縦會非常赦。猶亦離之」(三〇三—八 A) と明記されている。また考課令 64 条の義解には、「謂別放及降。並同恩例」(六三—五—九 A) とあるから、「師説」は、令文の「恩」は「別放及降」を含むと解し、且つこの「別放及降」を「非常赦」の一種と考えたのであろう。以上、戸令 27 条、考課令 64 条の義解文から推測すれば、義解説では一般に令文の「恩」「赦」は「常赦」のみを意味するのではなく、それは「非常赦」をも含むと考えられ、「師説」は、その義解説に従って前掲考課令 56 条の「恩降」を解釈し、「不実」による考第の昇進は、たとい「非常赦」にあっても「追改」すべしと断じたと思われる。

(3) の文も、考課令 56 条に関する設問とそれに対する「師説」である。この設問の意味は、やや難解であるが、今暫く次のように解しておきたい。去年成選の年限が満ちて、今年の春に叙位された所由の官(官人の考第の評価に

携わる官人）が去年、誤って他の官人の考第を下第に降し、そのことが今年発覚した場合は、去年の考によって、すでに位を得ている所由の官の今年の考第を降すべきかと。この設問の解答としてあげられた「師説」の内容は、凡そ次のようなものである。長官が誤って他の官人の考第を降し、その長官が位を得た後に事が発覚したならば、なお「追改」すべきである。それは長官としての「昇降必当」の「最」（考課令33最条）が除かれるからである。以上が本条のいう「不実」（事実ではないこと）である。なお本条の「不実」には、「故」の「不実」も、「失」の「不実」も共に含まれる。何故なら本条には両者を区別する明文がないからである。

ここでは、「師説」の「不実」に対する解釈が注目されよう。「師説」は、「故不実。失不実。並无別」と述べて、令文の「不実」には、故意に基づく「不実」も、過失に基づく「不実」も区別なく共に含まれると解釈するが、この「不実」の解釈は、次に掲げる考課令2官人還迹条の義解に見えるものである。

問。依律考校不以実者。一人笞五十。二人加一等。失者減三等。未知。至於降考。故失有別耶。答。拠律科罪。

雖故失各異。在令降考。即故失无別。是律令義殊。未可滞執。（五四八—四A）

右の義解には、所由の官人が他の官人の考第を不正に昇降させた場合、職制律2貢举非其人条によつて処罰されるが、それには「故失」の別があること、一方、考課令2条により所由の官人の考第も不正による昇降に依じて降されるが、それには「故失」の別のないこと、従つて律と令とでは法の適用が異なることが述べられている。前掲考課令56条に関する「師説」の文は、右の考課令2条の義解文に依拠して作られていることは明白であろう。

以上、「師説」が義解説と密接な関係を有する三例をあげたが、「師説」も令文の解釈に疑義が生じた場合、また先行学説の妥当性を論ずる場合、常に義解文を博搜して、そこに解決の道を求めていることが窺われるのである。

三 異質令集解に関する若干の考察

以上、令集解卷三十五・公式令五、及び同卷二十・考課令三に見える「私」「私案」が義解文といかに関わり、また義解文をいかに扱っていたか、それを法解釈の視点から概観してきた。その結果、いわゆる異質令集解の編者たる「私」は、義解文そのものを解釈して、その意味内容の確定に努めると共に、他方では、その義解文を当該令文に關してだけではなく、広く養老令一般の解釈と適用に資する為に様々な作業を行ったということができよう。それらの「私」の作業には、当然のことながら令義解成立以後における義解の研究、即ち義解学の成果が取り入れられ、また卷二十に見るように、「私」の師の学説である「師説」も大きな影響を与えたことであろう。「師説」が卷三十五に見えない理由は不詳であるが、「私」「私案」と義解文との関係についてのみいえば、卷二十と卷三十五とにおいて両者が大きく相違するところはなかったといってもよい。

とりわけ「私」の注目すべき作業として、義解文を解釈するに当って、他条や同条下文に付された義解文を屢々援用することがあるが、それは、義解文を以て義解文を解釈するということであって、そこには、すでに義解全体を一つの法体系をもつ法源と考える認識が成立していたことが窺われ、それは通常の令集解所載の伴記にも認めることができるが、⁽⁶⁾異質令集解では、その傾向が更に一段と顕著になったと推測される。また「私」は、先行学説を論評するに当って、「或云。……私案。是也。何者。選叙令云。……義云。……」(八七四―三A)、「或云。……私案。然也。案下義解知之」(八七七―九A)、「或云。……私案。是也。何者。下条云。……義云。……」(六〇二―三A)、「或云。……就義解論之。此説既破也」(六〇三―五B)など

というように、屢々義解説を標準として先行学説の可否を積極的に論じ、判断を下している。そのことは、「私」が令文解釈に疑義が生じた際、たえず義解説に立ち帰って、その解釈が義解説の趣旨に反していないかどうか検査、確認していることを意味するであろう。通常の令集解においても、編者が令文を説明する為に他の令条の義解文を備考的に掲げることはあったとしても、このように義解説を根拠にして、先行学説の是非をあからさまに論ずることは、まずなかったといつてよい。そうすると、上記の「私」の作業は、令義解成立以後、義解説が次第に權威をもち、それが明法道の世界に普及して来た結果とすることができよう。

すでに貞観、延喜の律令講書においては、義解を素材として博士や参加者が問答形式によって令文の解釈を進めていること、また異質令集解の注釈形式が律令講書記のそれに類似していること等が指摘されている。⁽⁸⁾従つて、兩律令講書が異質令集解の成立に大きな影響を及ぼしたことは疑いないであろう。ただ問題は、律令講書において義解がどのように扱われていたかということである。それに関しては、延喜講書私記の次の二つの記事に留意しておきたい。

(1) 延喜講書記云。問。十九条者。計其条数如何。基答。一位以下。初位以上十八条。一品以下。四品以上一条。并十九条。問。一品以下。四品以上。相当各異也。而今於諸臣。各計正從為一条。於親王。一品以下。四品以上為一条。其心如何。答。義解云。品位也。親王称品者。別於諸王者。因茲案之。官位相当之法。親王諸王不別。是故諸臣以正從各為一条。親王以相当同為一条。(新訂増補国史大系『令義解』五頁所収)

(2) 延喜記云。問。儀制令云。在序座上。見太政大臣下座。公式令詔書式論奏式等。太政大臣位臣姓云々。獄令公坐相連条。称右大臣以上。以是觀之。太政大臣其職掌明也。而何官位令義解云。大臣以下。書吏以上曰官。一品以下。初位以上曰位云々。太政大臣不入義解。其心如何。答。太政大臣是有德之選。非分掌之職。為無其分

職故。不称掌。設官待德。故無其人則闕者。是則非尋常之職。故称大臣以下也。(同上)

(1)の第一の設問では、官位令の篇目に「官位令第一 凡壹拾玖条」とあることを承けて、その十九条の計え方を問い、「基答」是一位以下初位以上を十八条と計え、一品以下四品以上を一条と計えたとする。第二の設問では、この「基答」に対し、更に親王の一品以下、四品以上は、官品相当の法が各々異なるにも拘らず、これを一条と計え、諸臣では正従各々を一条と計える理由について問うている。

この第二の設問に対する「答」の意味は難解であるが、暫く近藤芳樹『標注令義解校本 乾』(新訂増補『故実叢書』第三回、三四頁)の説に従って、次のように解しておく。官位令義解「品位也。親王称品者。別於諸王」(品は位と同じことである。ただ親王に品を称するのは、諸王と区別する為である)の文によつて考えれば、官位相当法は、親王と諸王とで違いはない(即ち親王と諸王に対しては一応、官位相当法が官位令に定められているが、親王・諸王は諸臣とは身分を異にするから、各品・位ごとに嚴格にその相当法を適用することはしない)。(官は専ら諸臣に任ずる為のものであるから)諸臣は正従を以て各々一条と計え、親王に対しては、一品以下、四品以上の相当官(太政大臣、左右大臣、大納言、大宰帥、八省卿)は、みな同じであるとして、これを一条と計えるのであると。右に述べた延喜講書記に関する解釈が妥当かどうかは暫く措くとしても、ここでは官位令の条文の計え方に疑義が生じた場合、その義解に立ち戻つて思考をめぐらす(「義解云……因茲案之」という延喜講書の学習方法が注目される)。

(2)の設問は、儀制令12庁座上条、公式令1詔書式条、同3論奏式条、獄令25公坐相連条の令文を引いて、これらの令文では太政大臣の職掌が明らかであるにも拘らず、前掲官位令義解に「太政大臣」が入っていない理由について問うたものである。その解答では、「太政大臣是有德之選云々」という職員令2太政官条の義解を引いて、太政

大臣は則闕の官であつて尋常の職ではないから、官位令義解には、それを除いたと述べている。ここでは義解に関する質疑に対して他条の義解を以て説明しており、義解文を以て義解文を解釈するという学習方法が注目される。

以上、僅かな事例ではあるが、延喜講書における義解の扱いをみると、上述の異質令集解のそれに酷似し、その学習は、やはり義解説の解釈とその応用に重きをおいたものであったということができよう。従つて貞観、延喜の律令講書が異質令集解の法解釈の方法や技術に大きな影響を及ぼしたことは、ほぼ誤りないであろう。

さて、異質令集解に現われる「私」が、その編者であるとすれば、異質令集解のもつ形式上のいくつかの特徴もまた、「私」による義解説重視の思考の反映と考えることはできないであらうか。通常の令集解と比較して異質令集解に見られる著しい特徴の一つとして、巻二十においては、義解の全文が一括して記載されずに、令文の直下と問答文等の後に分割して注記されるという場合がある。即ち考課令54、55（二個所）、57、58の各条の義解であつて、また56条の義解は、令文の直下にはなく、第二の問答文の後に移されている。しかし義解文の語句や章句を抜き出して、それを更に解釈、類推したり、或は義解文を標準にして先行学説の可否を論評、判断したりすることが頻繁に行われることになれば、それらの作業は、やがて巻二十に見るような義解文を分割して、そのそれぞれに対応する先行学説や問答文、「師説」、「私案」などを配するという注釈の形式を生むことになるであろう。即ち分割された義解文の下に諸説を整理、もしくは統合して義解説の理解を更に深め、またその補充に資するという新しい注釈形式の誕生である。¹⁰⁾

今、二個所に分割された義解文の後半部分についてみると、義解文とそれに対応する注記の文との関係がより一層、直截簡明に現われているものがある。即ち次に掲げる通りである。

(1) 義云。其国郡司各依行能功過。立考第已訖後。更依斯条為分昇降也。問。是即国司依加減之分。可昇降耳歟。

師說然也。(五九二—四B、考課令54条)

(2)義云。但移郷及特流、并当贖者非也。或云。移郷之人妻妾可入損口之例。私案。移郷人。身已不入損例。明知。妻妾亦不言而可知。不可入損例。(五九八—三A、考課令55条)

(3)義云。若通計公罪私罪殿。降至下中者。即為公罪殿。不可解官。問。今案義解意。仮如。居中中考之人。有私罪二殿。公罪一殿者。惣降三等可処下中。則是為公罪下中。不可解官。謂之通計公罪私罪殿降至下中。未知。居下上考之人者。公罪一負。私罪九負。通計彼此為一殿。降一等処下中者。亦為公罪下中。不解官耳欤。或云。然也。或云。依私罪殿一而降下中者。不解官者。私案。其旨不明。(六〇四—五A、考課令58条)

(1)の義解は、本条による国郡司の考第の昇降は、国郡司の通常の行能功過によって、その考第が定まった以後に、更に本条の評定方法によって、その考第を昇降すべきことを述べる。義解に続く問答体の文は、この義解の文「為分昇降」とは、「加減之分」(戸口の増益・減損の割合)によって国司の考第を昇降すべきことであるかと問い、「然也」とする「師說」を以て解答としている。

(2)の義解は、本条の令文「犯罪配流以上」の中には、「移郷」(名例律24犯流配条、賊盜律18移郷条「特流」「当贖」(名例律11贖条、同22以官当徒条)のものに含まれない(従つて「損口」の例には入らない)と述べる。義解に続く或説は、移郷人の妻妾は「損口」(減損の戸口)の中に入るとする。この説に対し、「私案」は移郷人自身が「損口」に入らないのであるから(本条義解)、移郷人の妻妾が「損口」に入らないのは当然だとして或説の解釈を否定している。

(3)の義解は、本条の令文「凡官人、有犯私罪下中。公罪下々。並解見任」(殿によって官人の考第を降し、私罪の下中、公罪の下々に至った場合、その官人は解官させる)について、官人に公罪の殿と私罪の殿とがあつて、そ

れを通計して考第が下中に至った場合、その殿は公罪の殿と見做して解官させないと解する。義解に続く問答体の文は、先ず義解説によれば、それは中々考の人に私罪の二殿と公罪の一殿とがあつた場合、それを通計して三殿として考第を三等降し、公罪の下中として解官しないということであると述べる。次に下上考の人に公罪一負と私罪九負とがあり、それを通計して一殿として考第を一等降し、下中に処した場合もまた公罪の下中として解官しないのかと問ひ、「然也」とする第一の或説を以て解答とする。更に第二の或説については、「私案」は「其旨不明」として否定する。要するに右の問答体の文は、その冒頭に「今、案義解意」とあるように、その直前の義解の文意について具体例をあげて説明し、且つ「負」に公罪と私罪とが混在した場合も義解説を類推して処置するとして義解説を補充したものである。

以上、三例の注記は、何れも分割された義解文の後半部分について直接その注釈を施したものであつて、義解文を分割した方が却つて義解文と注釈の文との対応が明確となり、両者の関係が理解し易い。従つて、この個所の令文に付された義解文は、先ず義解文の後半部分を解釈することが契機となつて二つに分割された可能性があろう。

既に指摘されている異質令集解の、もう一つの著しい形式上の特徴は、卷二十と卷三十五とは、義解文の位置が令義解とは異なる個所があることである（但し卷三十五では二個所のみ）。即ち令義解では、義解文をその注釈の対象である令文の直下に配置するのに対し、卷二十と卷三十五では、令文の段落ごとに配置するという傾向がある。なお通常の令集解における義解文の位置は、令義解と同じである。何故、異質令集解では、このように義解文の位置を移動させることになつたのか。それもやはり前述の義解文の分割と同じ動機から生じたものであろう。義解全体を一つの法体系をもつ法源とする認識が深まり、義解の文章だけを抜き出して解釈し、その成果を判決案や明法勘文の起草、法的諸問題に対する解答などの実務に応用することになれば、令文における義解文の位置は、さ

ほど重要な意味をもたなくなるであろう。即ち義解文の位置の移動や義解文の分割という事象は、義解説の法的効力が浸透して、義解文の置かれた令文上の体裁よりも義解文そのものの解釈や研究が重んじられた結果、必然的に生じたものではないかということである。

今、政事要略に引用された義解文の位置についてみると、それは令義解よりも、むしろ異質令集解に類似する例を認めることができる。例えば令義解では考課令 57 条の令文「若当年勞劇。有異於常者」の直下にある義解文は、卷二十では令文「聴減一殿」の直下であり、令義解では同令 58 条の令文「即依法合除免官当者」の直下にある義解文は、卷二十では令文「不在考校之限」の直下にあるが、政事要略・卷二十二所引の兩条の義解文の位置は、卷二十と全く同じである（新訂増補国史大系『政事要略』二二頁）。このように政事要略における義解文の引用は、令義解とは異なっており、その義解文を令文の段落ごとに置く傾向があり、また二つの義解文を一つにまとめて、それを令文の末尾に配置することさえある。例えば、政事要略・卷五十七（同上四二三頁）に引用される戸令 5 戸主条の義解文をみると、令義解では本注「皇親」と「蔭子」との直下にある二つの義解文は、何れも本注末尾の「奴婢」の下に、一つにまとめて配されている。しかし義解文を移動した結果、注釈の対象である本注の語とそれを注釈する義解文との位置がかなり離れることになり、その為、政事要略所載の義解文の引用では、一つにまとめられた元の義解文それぞれの冒頭に、「皇親」「蔭子」という二つの主語が補われている。なお、このように義解文の移動から生ずる義解文の欠陥を回避する為、その義解文に注釈の対象である語句を補う例は、異質令集解においても認めることができる。即ち卷二十、考課令 51 条の第一の義解文には「本司」が、同 55 条の第一の義解文には「不従戸貫」がそれぞれ補筆されている（五八七―一 A、五九六―二 A）。このような異質令集解にみえる書式上の体裁と政事要略にみえるそれとの類似は、異質令集解成立の時期を探る場合にも有力な手懸を与えるであろう。

更に異質令集解の三巻の特徴の一つとして、義解説以外の先行学説は、固有名詞によつて表現されず、すべて「或云」として記載されていることがある。政事要略や法曹類林等に掲げられた、令義解成立以降の法家の勘答類をみると、そこには義解文と共に令集解所載の諸家の私記が各私記固有の名称を用いずに、屢々「説者云」「旧説云」として令文解釈の根拠に引用されている。異質令集解の編者は、そのような時代の趨勢をうけて、義解説と先行学説との対比を一層明瞭ならしめる為、前者に「義云」という表現を与え、後者すべてに「或云」という一般的名辞を使用したと考えることもできよう。

このように異質令集解においては、義解説が普及して、その研究が通常の令集解成立の段階よりも、はるかに進展しつつある状況がみてとれるが、義解説の研究が進めば進むほど、一方では義解説をめぐつて様々な疑義も生じ、⁽¹²⁾更には義解説の不備や誤謬もまた当然、問題となるであろう。⁽¹³⁾義解説を尊重する「私」「私案」が義解説に対し、正面から批判している史料は見出せないが、編者が義解説を直接、補充し、またその不備に言及している例は、僅かながらも、これを指摘することができる。

(1) 義云。謂退朝鼓後也。私案。宮衛令云。開閉門者。第一開門鼓擊訖。即開諸門。第二開門鼓擊訖。即開大門。

退朝鼓擊訖。即閉大門者。然則。此条開門前閉門後。謂開閉大門前後是也。何者。義云。第二開門鼓前。退朝

鼓後之故。(八七五—七A)

(2) 問。此義云。判事受獄案覆斷者。未知。至于覆斷之色。少輔以上亦可相顯。而何止称判事哉。(八七九—一A)

(1) の「私案」の文は、公式令 60 京官上下条の義解に対し、編者自身が「義云」の文の直下に「私案」として直接、自説を述べている珍しい例である。本条は官人の出勤に関する規定であるが、京官は「開門前」に出勤し、「閉門後」に退朝しなければならない。右に関する令文「開門前」「閉門後」に対し、義解はそれぞれ「謂第二開門

鼓前也」「謂退朝鼓後也」と注しているが、「私案」は更に宮衛令 4 開閉門条の令文と前掲本条の義解によって、令文の「門」が「大門」(朝堂院の南門)であることを指摘した。即ち「私案」は、義解が全くふれていない令文「門」について説明し、義解説を補ったものである。

(2)の文は、公式令 92 受事条に関する注記であるが、令文「獄案冊日程」に対する義解には、「義云。謂解部鞠定申送之後。省及判事。決断成案。其杖以下獄案者。准入中事。為引律令正文。但判事之受獄案覆断者。不可給冊日程。准於檢覆前案。可給十日日程也」(八七八―七 A)とある。前掲設問は、この義解文の「判事之受獄案覆断」に關して疑義を呈したものである。即ち職員令 30 刑部省条には、「卿一人。掌。鞠獄。定刑名。……大輔一人。少輔一人。……」とあり、大輔・少輔の職掌は、職員令 1 神祇官条「大副一人」の本注によって卿と同じとされるから、前掲義解にある解部起草の獄案の覆断は、刑部省の判事の職掌であると共に、同省の少輔以上の職掌でもあった(前掲義解にも「省・及判事。決断成案」とある)。従って右の設問は、発問者たる編者が前掲義解文に「少輔以上」が脱落していることを指摘し、その補正をはかったものといえることができる。

むすび

本稿においては、いわゆる異質令集解の編者とされる「私」が勅撰の養老令注釈書である令義解をどのように扱ったか、その具体的な諸相を主として令義解の解釈と応用の両面から若干の検討を試みた。その結果、異質令集解の法書としての著しい特色の一つは、義解文を広く養老令(それには義解をも含む)一般の法解釈に活用することであったということができよう。しかし、その為には先ず義解文そのものを徹底して解釈し、研究しなければなら

ない。⁽¹⁴⁾すでに述べたように異質令集解において、義解文を分割したり、その位置を変更したりしているのも、それは義解文の置かれた令文上の体裁よりも義解文そのものの解釈が重んじられたからに他ならず、この法書のもつ性格を象徴的に表わしている。そうすると、この法書撰述の主たる目的の一つは、先ず義解文を説明して読者たる明法家（それは主に惟宗家に関係する人々であろう）に義解説を正しく理解させ、且つその知識を広く養老令一般の法解釈、法適用に役立たせることであつたのではなからうか。

異質令集解撰述の主たる目的のもう一つは、義解説に対する補充である。異質令集解の三巻には、「義云」の文の後に続いて「或云」の文が記される場合があり、また「義云」の文が付されていない令文の直下にも、「或云」の文が記される場合がある。本稿では、その内容について詳しく述べることはできなかったが、そこには義解文中の語句の解釈、義解説の補足説明、義解説の具体例の提示等と共に、更に義解説がふれていない令文の語句の解釈、義解説が取り上げていない事項、事案、事例の提示等が多く論述されている。従つてこれらの「或云」の文は、すべて義解説を正しく理解し、且つ義解説の欠缺を補う為に、先行学説が引載されたと考えてよいであろう。その意味では、有力な先行学説の学習もまた、義解説の学習と同様、当時の明法家にとって必要不可欠の課題であつたのである。

なお巻三十五の書式の体裁では、上記の「或云」の文は、原則として「義云」の文と同様に大書されており、巻一、巻二十の書式の体裁も、巻三十五と同様であつた可能性が指摘されている。⁽¹⁵⁾そうすると、この「或云」の文は、編者によつて義解説に次ぐ重要な先行学説として認識され、新しくここに特筆大書されたと考えることもできよう。また細字双行で記された問答形式の文において、「私」「私案」が先行学説の内容を検討し、それを説明しているのも、場合によつては、それが義解説を補充する学説となり得るからであらう。

以上、異質令集解撰述の主たる目的は、明法家による実務遂行の為に、義解説を正しく理解し、且つ義解説の欠缺を補充することにあるというのが現段階における筆者の推測であるが、まだそこには根本的な大きな問題が残されている。即ち通常の令集解と異質令集解との関係をどのように捉えるかという難問である。それについては何れ別稿を期することとしたい。

- (1) 過所の申請手続は、先ず申請者が過所式によって、その過所の原案を作成し、それを本人の所属する本部・本司に提出し、次にそれを受理した本部・本司が京職や国に申請して、その許可を得るとする(公式令22過所式条集解)。或説の文は、上記申請の最初の段階に関するものであろう。
- (2) 「十分之日」の「日」は、田中忠三郎氏所蔵本、及び萩野由之氏所蔵本では、「日」に作る。「日」「日」共に、「四」の誤字であらう。
- (3) 国史大系本では、「私案。乖義解。又用」とあるが、その直前にある「私案」の文脈からして、この「又用」は、「不用」か、「又不用」の誤脱であらう。
- (4) 長谷山彰氏は、巻二十にみえる「師」と「師説」とを区別し、前者は編者ないし各明法家の師を指し、後者は或る明法家による一書をなす私記とするが(前掲論文六九頁)、「師」は編者の師であり、「師説」も、編者の師の学説であらう。
- (5) 但し巻一では、「官位令」という篇目名をめぐる議論において、「私」は「師説」を批判している(八一―一二)。
- (6) 前掲拙稿七頁参照。
- (7) 前掲拙稿一一頁参照。
- (8) 長谷山前掲論文八三・八四頁参照。なお貞観、延喜の律令講書については、早川庄八「貞観講書と延喜講書」『日本古代の文書と典籍』(吉川弘文館、一九九七年)所収五五二頁以下参照。
- (9) 「凡喜拾玖条。延喜講書記云。問十九条者。……此説に拠れば、親王はたとへば、三品にて太政大臣、二品にて八省卿を帯給ひても、守行の字をば用ざる例なるにや。……八省卿。これより以上は、皆品と官との相当いへり。然ども四品の八省卿も、なほ王臣一位の太政大臣よりは上に立なれば、親王の官は、相当を以て云がたし。故に一品より四品までを一条とせり。・

・されば、親王の官位は、只かりにあてたるのみなりと思て、諸臣の相当と同じく心得べからず。故に講書私記に、親王以相当_ニ為_ニ一条_一。といへり。相当同の三字玩べし。」(前掲『標注令義解校本 乾』三四頁)

(10) 宮部香織氏は、義解文分割の例として考課令55増益条を取り上げ、令文「犯罪配流以上」に対する、二つに分割された義解文に配された問答体の文や先行学説等の内容を検討して、各々の義解の内容に基づいて注釈の構成が整理されており、また注釈の文脈が読み易くなるように義解文が分割されたとする。前掲論文一六・一七頁参照。

(11) 政事要略、卷六十九(国史大系本五九〇頁)には、天元元年(九七八)四月二十三日、賀茂祭日の礼法について、公卿の私的な質問に対する惟宗允亮の解答が掲載されているが、それには儀制令10条の「凡六位公使」以下の義解文が同条の令文とは切り離されて引用されている。

(12) 例えば異質令集解、考課令54国郡司条の設問では、戸婚律21部内田疇荒蕪条では国郡司に対し、口分田を惣計して、その荒蕪の罪を問うているのに対し、考課令54条の義解では雑色田(雑田)をも惣計して国郡司の考第を降すとする、律と義解との相違を問題としている(五九三―九六)。

(13) 義解説の不備や誤謬については、拙稿「令義解の法解釈と令集解の成立」(『國學院法學』第五〇巻第四号、二〇一三年)二二頁以下参照。

(14) 政事要略、卷二十二(国史大系本一九・二〇頁)には、考課令3・4・5・6の善条の義解に現われる、徳、義、清、慎、公平、恪勤の各徳目に関する中国の故事、「黃覇守尹。瑞鳳集國」(劉昆作宰。猛虎渡河)等の出典が、漢書、後漢書、呂氏春秋等の記事を引いて明らかにされている。当時の義解研究を窺う貴重な史料の一つであろう。

(15) 早川前掲「異質令集解三卷について」二六九頁、宮部前掲論文二二頁参照。